

横浜市庁舎駐車場条例施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

瀬谷区総合庁舎駐車場について、令和 9 年度から指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入するため、令和 7 年 9 月に横浜市庁舎駐車場条例（以下「条例」という。）が一部改正されました（令和 9 年 4 月 1 日施行）。

条例の一部改正に伴い、当該内容の施行に必要となる横浜市庁舎駐車場条例施行規則（平成 21 年 5 月横浜市規則第 60 号。以下「規則」という。）の一部改正を行うものです。

2 改正の概要

- (1) 第 3 条「駐車することができる車両」について、市長が、必要があると認めた場合は駐車させることができるとしている規定を削除し、指定管理者が行うことができることとします。
- (2) 第 7 条「利用料金の減免」について、瀬谷区総合庁舎及び瀬谷公会堂を除く規定を削除します。
- (3) 第 7 条の 2「使用料」及び第 7 条の 3「使用料の減免」の規定を削除します。
- (4) 第 8 条「利用者又は使用者の遵守事項」について、使用者を削除します。
- (5) 別表（第 7 条の 2）を削除します。

3 施行予定日

令和 9 年 4 月 1 日

【備考】

改正後の規則に規定する事項及び改正概要は、確定したものではありません。意見公募等の結果によって、修正や見直しを行う場合があります。